

第3章 リスクアセスメント導入のための資料集

作業名 (機械・設備)	危険性又は有害性と発生のおそれのある災害	既存の災害 防止対策	リスクの見積り				リスク低減措置案	措置案想定リスクの見積り				備考
			頻 度	可 能 性	重 篤 度	リ ス ク		頻 度	可 能 性	重 篤 度	リ ス ク	
点検作業	作業者がスチーム管を点検するとき、手袋を着用していなかったため、スチーム管で火傷する。	安全教育	2	2	3	Ⅱ (7)	革手袋の着用	1	1	3	I (5)	
点検作業	作業者が、機械室で熱感知器の加熱検査を行うときに、足場を使用せずにダクトにまたがり作業を行い、降りる際に転落し、骨折する。	作業手順書	2	2	6	Ⅲ (10)	①安全な足場の使用 ②二人(補助者付き)での作業に変更	1	1	1	I (3)	
点検作業	作業者が、地下倉庫の天井裏で空調用ダクト内ブースターコイルの点検をしているとき、化粧ボードに直接乗ったために踏み抜いて転落し、全身を打撲する。	作業手順書	1	4	10	Ⅳ (15)	作業開始前の安全確認徹底(移動時の動線確保、足場の強度確認等)	1	2	10	Ⅳ (13)	
清掃作業	作業者が、排水管の洗浄消毒に際し、保護マスク・手袋等の防護措置をしなかったため、洗浄消毒剤で中毒になる。	衛生教育	1	4	3	Ⅱ (8)	①保護具(マスク・手袋等)の着用 ②薬品の有害性の教育	1	1	3	I (5)	※ ゴーグル形保護めがね 化学防護服
点検作業	作業者が、電気設備の点検をしているとき、回路を切らなかったため、遠方操作をされて電源が入り、感電する。	作業手順書	2	6	10	Ⅳ (18)	①作業手順の再教育と遵守徹底 ②回路を開く	1	1	10	Ⅳ (12)	※ 感電防止用帽、電気用ゴム 手袋、絶縁靴、絶縁服
点検作業	作業者が、地下に設けられた空調用揚水ポンプ室内にある水圧計の機能確認に際し、事前に酸素濃度を測定しないでタラップを降りたため、酸欠になる。	作業手順書	1	6	10	Ⅳ (17)	作業手順(酸素濃度測定)・換気の遵守徹底	1	2	1	I (4)	※ マスク(空気呼吸器、送気 マスク)
点検作業	作業者が、機械式地下駐車場の消火設備を点検中、誤操作により消火設備が作動し酸欠になる。	作業手順書	1	4	10	Ⅳ (15)	緊急事態想定訓練の定期的な実施	1	2	10	Ⅳ (13)	※ マスク(空気呼吸器、送気 マスク)
点検作業	作業者が、暖房・給湯設備の保守・点検に際し、高温部に接触して火傷する。	安全教育	2	2	6	Ⅲ (10)	・高温部危険箇所の周知徹底 ・注意喚起の表示	1	1	6	Ⅱ (8)	※ 手袋
点検作業	作業者が、シャフトグリスアップ中、プーリーベルト溝に指を挟み、骨折する。	安全教育	2	4	6	Ⅳ (12)	①作業手順の見直し(二人作業) ②動力部を停止して作業	1	1	3	I (5)	※ 手袋
点検作業	作業者が機械施設の定期点検中、モーターが自動起動したために揚水ポンプのVベルトに巻き込まれ、手指を骨折する。	作業手順書	1	4	6	Ⅲ (11)	作業手順の再徹底(電源遮断後の作業)	1	2	1	I (4)	※ 手袋
保守作業	作業者が、蒸気バルブの修理をするとき、十分に減圧する前に作業にかかったため、手に熱湯を浴び火傷する。	作業手順書	1	4	6	Ⅲ (11)	作業手順の再教育	1	2	6	Ⅲ (9)	※ 革手袋
保守作業	作業者がボール盤の穴開け作業中、ドリルに手を巻き込まれ、手指を創傷する。	安全教育	1	4	10	Ⅳ (15)	①作業前のKYTの徹底 ②作業未熟者への教育 ③手袋の禁止	1	2	10	Ⅳ (13)	

※印は、残留リスクに対する保護具の一例です。